

宮城県知事 殿

<p>※個人の方は住民票の住所を入力 法人の方は会社住所を入力</p> <p>※確定申告書類の住所と異なる場合は履歴事項全部証明書または住民票抄本の写しを必ずご提出ください。</p>	(申請者)	〒 9801234
	住所	宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 あおばビル2F
	事業者名	株式会社みやぎ
	代表者名	代表取締役社長 宮城 太郎
	法人番号	1234567890123

※法人の方のみ ※13桁

令和8年度において、宮城県中小企業等再起支援事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、宮城県中小企業等再起支援事業補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的

物価高騰等による業績悪化から再起を図る為、新たにテイクアウト事業を展開し告知することによる新規顧客の開拓。

2 補助金申請額

金 336,000 円

【通常】
 補助上限額 1,000,000円
 下限額 100,000円
 補助率 2/3
 【賃上げ加算】【中東情勢影響加算】
 補助上限額 1,200,000円
 下限額 100,000円
 補助率 4/5

※千円未満切り捨て ※消費税抜き

3 関係書類

- 事業計画書（様式第1号の2）
- 収支予算書（様式第1号の3）※別紙明細書を添付のこと
- 売上高が30パーセント以上減少していることの報告書
又は、売上営業利益率が減少していることの報告書（様式第1号の4）
※売上高、売上営業利益率の根拠となる資料を添付のこと。
- 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号の5）
- 賃上げに関する誓約書（様式第1号の6（賃上げ加算の申請を行う事業者のうち、申請時点で賃上げを実施していない者に限る））
- 賃上げに関する実績報告書（様式第1号の7（賃上げ加算の申請を行う事業者のうち、申請時点で賃上げを実施している者に限る））
- 原材料等の仕入が困難な状況又は仕入価格が20パーセント以上上昇していることの報告書（様式第1号の8（中東情勢影響加算の申請を行う事業者に限る））
- 補助金の対象経費として取得する物品等の金額がわかる見積書等の写し
- 「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表している場合、宣言の写し
- 賃上げ環境の整備に向けた取り組みに係る調査表（様式第2号）
- 県税の未納がないことを証する書類（納税証明書（税目：全ての県税））
- 法人登記簿謄本（法人の場合（賃上げ加算の申請を行う事業者に限る））
- 申請書類チェック表
- その他知事が必要と認める書類

※日中連絡可能な電話番号をご入力ください
 （申請内容について事務局から確認のお電話をさせて頂く場合がございます）

4 連絡先

担当者	青葉 次郎	担当者カナ	アオバ ジロウ
電話番号	0221231234	FAX番号	0220001111
電子メールアドレス	miyagi @ abcd.co.jp		

※事務局よりお電話にて確認させて頂く場合がございます。日中連絡が可能な電話番号をご入力ください。

※一次募集（令和8年1月30日から3月6日までを申請受付期間としていた募集）について該当する場合は、☑を記入の上、以下を記入

交付決定された (申請番号：MC- 71251234)

1 事業計画

事業実施主体 (事業者名または屋号)	株式会社みやぎ							
事業実施場所 (事業所/店舗等の住所)	居酒屋せんだい 仙台市青葉区一番町1丁目2-3 仙台ビル4F						※事務所/店舗等の 屋号および住所	
現状の課題 (売上や利益率の減少が生じた原因を含めて記載)	●物価高騰又は令和7年米国の関税措置による経済変動で受けた影響を記入 物価高騰等の影響で商品の値上げを行ったことにより、集客数が減少。売上並びに利益の減少に繋がった。 ●現状の課題を記入 現状の業務を見直し、生産性を上げ原材料コスト以外のコストを下げる取り組みが必要である。							
補助事業の目的	物価高騰等による業績悪化から再起を図る為、新たにテイクアウト事業を展開し告知することによる新規顧客の開拓。							
事業内容 (申請する項目毎に、売上や利益率の回復につながる効果を含めて具体的な用途を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ①販路開拓 <input checked="" type="checkbox"/> ②生産性向上 <input checked="" type="checkbox"/> ③新商品・新役務の展開 <input type="checkbox"/> ④売上原価の抑制 <input type="checkbox"/> ⑤キャッシュレス化・新紙幣対応 <input type="checkbox"/> ⑥人材確保 ・新たな取組であるテイクアウト事業について、商品パッケージの開発および紹介する為のチラシを作成。配布を行う。 ・これまで折込チラシのみの告知であったが、ターゲットを若年層に絞り、新たにグルメ情報サイトへ広告掲載を行う(3回) ・在庫管理を効率化する為の新たな業務システムの導入。							
補助事業の実施により期待される効果と事業目標	【期待される効果】 ・テイクアウト事業の展開、紙面およびグルメサイトでの告知による新規顧客獲得。 ・業務システムの導入による在庫管理の効率化。 【事業目標】 来店客数：令和〇年同月比〇% 売上高：令和〇年同月比〇%							
補助事業の実施期間	開始予定日	令和	8	年	6	月	15	日
	完了予定日	令和	8	年	11	月	30	日

手引き5~7ページをご確認のうえ、該当する内容をご選択ください。

※売上や利益率の回復における必要性を含め、各申請物に沿って具体的な用途記入。また、広報費の場合、新たな取組のみ対象となります。新たな取組であることを明記してください。

※客数や売上については数値を用いて記入

※「補助事業の実施期間」と「補助事業の実施スケジュール」につきましては、開始日および終了日が一致するようご申請ください。
※11/30までに支払い/納品を完了する必要があります。

2 補助事業の実施スケジュール ※11月30日までに支払い/納品等を完了する必要があります。

実施年月日	具体的な実施内容
2026/6/15	チラシ作成
2026/7/1	商品パッケージ完成/テイクアウト事業の開始
2026/8/1	グルメ情報サイトへの広告掲載
2026/9/15	業務システムの設計・開発
2026/11/30	システム納品/すべての支払い完了

注) 国・県・市町村などが助成する他の補助金の対象となっている事業は、補助対象外となります。

(別紙)

明細書

明細計 421,000 円

※様式第1号の2「事業計画書」にあわせた目的をご選択ください。

経費区分番号：①広報費②展示会等出展費③開発費④機械装置等費⑤外注費

事業目的：①販路開拓②生産性向上③新商品・新役務④原価抑制 ⑤キャッシュレス化・新紙幣対応⑥人材確保

No.	費用	数量	単価	金額(円)	経費区分番号	事業目的	見積依頼業者					
1	チラシ印刷費・配布	500	50	25,000	①広報費	①販路開拓	ミヤギコーポレーション					
	必要性 や用途	新たな取組であるテイクアウト事業について、紹介する為のチラシを作成、配布を行う										
2	グルメサイトへの掲載	3	32,000	96,000	①広報費	①販路開拓	ミヤギデザイン					
	必要性 や用途	これまでは紙媒体（折込チラシ）のみの告知を行っていたが、ターゲットを若年層に絞り、新たにグルメ情報サイトへ広告掲載を行う										
3	在庫管理システム一式	1	200,000	200,000	④機械装置等費	④売上原価の抑制	N S R 株式会社					
	必要性 や用途	材料や商品の在庫管理を効率化、廃棄を無くすことを目的とした業務システムを導入する										
4	テイクアウト用パッケージデザイン 費	2	50,000	100,000	③開発費	③新商品・役務の展開	ミヤギ企画					
	必要性 や用途	新事業であるテイクアウト商品専用パッケージのデザイン開発										
5												
	必要性 や用途	※税抜き金額で記載										
6												
	必要性 や用途	<p align="center">【注意事項】</p> <p>【注1】 ※申請物毎に具体的な用途や再起を図るに於いての必要性が確認できない場合対象となり得ません。 補助事業実施の手引き8～11ページを必ずご確認ください。</p> <p>【注2】 ※広報費は「新たな取組」である点が確認できない場合は対象となりません。新たな取組である点を記載してください。</p> <p>【注3】 全ての申請物において、仕様や金額内訳が確認できる見積書やカタログ等の添付書類が必要となります。 申請時にすべて揃えて添付のうえ、ご申請ください。 見積書やカタログに日付の記載がない場合は、日付が確認できるよう手書き等で記載のうえ、ご提出ください。 なお、「一式」等申請物の詳細が不明瞭な表記は認められない場合があります。</p>										
7												
	必要性 や用途											
8												
	必要性 や用途											
9												
	必要性 や用途											
10												
	必要性 や用途											

※金額は消費税抜きの金額を記入してください。

収 支 予 算 書

【業種】

飲食業
その他の業種 ()

※業種には「飲食業」、「卸・小売業」、「製造業」、「土木・建築業」、「サービス業」、「その他の業種（業種名）」から主たる業種を記載願います。

【支出】

(単位：円)

経費区分 番号	経費区分	補助対象経費 (A)
①	広報費	121,000
②	展示会等出展費	
③	開発費	100,000
④	機械装置等費	200,000
⑤	外注費	
計 (A)		421,000

補助対象経費 (A) : 本補助金の対象となる経費の金額を

※金額は、消費税抜きの金額を記入してください。

※別紙に、上記経費の明細を記入し、併せて提出してください。

【賃上げ加算】【中東情勢影響加算】対象
補助上限額 1,200,000円
下限額 100,000円
補助率 4/5
 ※千円未満切り捨て ※消費税抜き

【収入】

<input checked="" type="checkbox"/> ○賃上げ加算又は中東情勢影響加算対象		(円)
本補助金 (B)	<input type="checkbox"/> 補助対象経費 (A) × 4/5 が 120万円以上 ※記入不要です	
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象経費 (A) × 4/5 が 120万円未満 ※千円未満切り捨てで記入	336,000
自己資金 (C)	補助対象経費 (A) - 本補助金 (B)	85,000
計	本補助金 (B) + 自己資金 (C)	421,000

※ 本補助金 (B) : 補助対象経費 (A) × 4/5 の計算に基づき、どちらかに し記入

※ 本補助金 (B) : 千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

【通常】
補助上限額 1,000,000円
下限額 100,000円
補助率 2/3
 ※千円未満切り捨て ※消費税抜き

<input type="checkbox"/> ○通常		(円)
本補助金 (B)	<input type="checkbox"/> 補助対象経費 (A) × ※記入不要です	
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費 (A) × 2/3 が 100万円未満 ※千円未満切り捨てで記入	
自己資金 (C)	補助対象経費 (A) - 本補助金 (B)	
計	本補助金 (B) + 自己資金 (C)	

※ 本補助金 (B) : 補助対象経費 (A) × 2/3 の計算に基づき、どちらかに し記入

※ 本補助金 (B) : 千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

令和8年6月30日

宮城県知事 殿

(申請者) 〒 9801234

住所 宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 あおばビル2F

事業者名 株式会社みやぎ

代表者名 宮城 太郎

当社（私）は、エネルギー価格等の物価高騰又は令和7年米国の関税措置による経済変動の影響に起因して、下記のとおり売上高が減少していることを報告します。

(A)選択範囲
令和7年4月～令和8年6月

1 1か月間の売上高等実績

令和7年11月分 (A) 650,000円

令和4年から令和6年までの間の同月の売上高実績

令和6年11月分 (B) 1,050,000円

※創業から2年未満で令和4年1月から令和6年12月までの間の年間の平均売上高等により令和4年1月から令和6年12月までの間の年間の平均売上高を申請する月の前月までの間の任意の連続する3か月間の平均売上高を使用する場合は、創業から2年未満であることの証明資料または業容変更/拡大の証明資料のご提出が必要です。

(B)選択範囲
令和4年1月～令和6年12月
※(A)と同月比でなければなりません

該当する場合は、☑の上、以下を記入。

任意の連続する3か月間の平均売上高

(B)において任意の連続する3か月間の平均売上高を使用する場合は、創業から2年未満であることの証明資料または業容変更/拡大の証明資料のご提出が必要です。詳しくは補助金事務局までお問い合わせください。

令和 年 月 から 月の平均 (B) 円

減少率が30%以上であることをご確認ください。

減少率 ((B-A) / B) 38.09%
(小数点第三位以下切り捨て)

2 売上高、売上営業利益率の根拠となる資料

補助事業の手引き12ページ「(8) 売上高、売上営業利益率の根拠となる資料」の通り、規定された添付書類一式

手引きを確認のうえ、確定申告書等の売上証明資料を添付してください。

様式第1号の4の2【法人の場合】

営業利益率が減少していることの報告書

令和8年 6月30日

宮城県知事 殿

(申請者) 〒 9801234
住所 宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 あおばビル2F
事業者名 株式会社みやぎ
代表者名 宮城 太郎

当社（私）は、エネルギー価格等の物価高騰又は令和7年米国の関税措置による経済変動の影響に起因して、下記のとおり営業利益率が減少していることを報告します。

1 「売上高」及び「営業利益」の実績

(1) 直近決算期の「売上高」及び「営業利益」

直近決算期	令和	8	年	3	月期
売上高 (A)		16,380,000			円
営業利益 (B)		1,534,575			円

$$\text{営業利益率} = \frac{\text{営業利益 (B)}}{\text{売上高 (A)}} = \frac{\text{(C)}}{\text{(A)}} = 9.36\% \text{ (小数点第三位以下切り捨て)}$$

(2) 直近決算期の1期前の決算期の「売上高」及び「営業利益」

売上高 (D)	17,254,000	円
営業利益 (E)	1,765,487	円

$$\text{営業利益率} = \frac{\text{営業利益 (E)}}{\text{売上高 (D)}} = \frac{\text{(F)}}{\text{(D)}} = 10.23\% \text{ (小数点第三位以下切り捨て)}$$

※ (C)% < (F)% になっていれば要件に該当。
ただし、営業利益率が減少していない場合であっても
ものとします。

(C)% < (F)% となっていること、または(C)%・(F)%の両方がマイナスとなり、当該要件を満たしている旨をご確認ください。

※申請日以前の直近決算期に係る法人税確定申告書の提出が完了していない場合は、2期前と3期前の決算期を比較するものとします。

(3) 経営改善の必要性

直近決算期の「営業利益」(B)が前期の「営業利益」(E)より大きい場合のみ、営業利益が増加している中でも経営改善が必要となっている具体的な理由等を記入。

手引きを確認のうえ、
確定申告書等の売上証明資料を添付してください。

2 売上高、営業利益率の根拠となる資料

補助事業の手引き12ページ「(8) 売上高、営業利益率の根拠となる資料について」に
規程された添付書類一式

様式第1号の4の3【個人事業主の場合】

営業利益率が減少していることの報告書

令和8年 6月30日

宮城県知事 殿

(申請者) 〒 9801234
住所 宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 あおばビル2F
事業者名 株式会社みやぎ
代表者名 宮城 太郎

当社（私）は、エネルギー価格等の物価高騰又は令和7年米国の関税措置による経済変動の影響に起因して、下記のとおり営業利益率が減少していることを報告します。

1 「売上金額」及び「差引金額」（「売上原価」及び「経費」差引後）の実績

(1) 令和7年分の「売上金額」及び「差引金額」（「売上原価」及び「経費」差引後）

売上金額 (A)	16,380,000	円
差引金額 (B)	1,534,575	円

$$\text{営業利益率} = \frac{\text{差引金額 (B)}}{\text{売上金額 (A)}} = \frac{\text{(C)} \quad 9.36 \%}{\text{(小数点第三位以下切り捨て)}}$$

(2) 令和6年分の「売上金額」及び「差引金額」（「売上原価」及び「経費」差引後）

売上金額 (D)	17,254,000	円
差引金額 (E)	1,765,487	円

$$\text{営業利益率} = \frac{\text{差引金額 (E)}}{\text{売上金額 (D)}} = \frac{\text{(F)} \quad 10.23 \%}{\text{(小数点第三位以下切り捨て)}}$$

※ (C) % < (F) % になっていれば要件に該当。
ただし、営業利益率が減少していない場合であっても
ものとします。

(C) % < (F) % となっていること、または (C) % ・ (F) % の両方がマイナスとなり、当該要件を満たしている旨をご確認ください。

(3) 経営改善の必要性

直近決算期の「差引金額」(B)が前期の「差引金額」(E)より大きい場合のみ、営業利益が増加している中でも経営改善が必要となっている具体的な理由等を記入。

[Blank area for explanation]

手引きを確認のうえ、
確定申告書等の売上証明資料を添付してください。

2 売上高、営業利益率の根拠となる資料

補助事業の手引き12ページ「(8) 売上高、営業利益率の根拠となる資料について」に規定された添付書類一式

【補足資料】様式第1号の4 売上高、営業利益率の根拠となる資料

【法人の方】

選択月（または決算期）における下記すべての書類をご提出ください。

「確定申告書別表一」の控え

「法人事業概況説明書」の控え（両面）

※ 確定申告が済んでいない月を選択した場合は、比較に用いる売上減少後の1か月の売上を確認できる「売上台帳」、「試算表」、「帳面」、「確定申告の基礎となる書類」等を添付してください。

e-taxの受信通知

※令和7年1月以降の書類を窓口で提出した場合、上記書類の税務署收受印並びにe-tax受信通知の提出は不要ですが、窓口で申請した旨の書面(形式は問いません)をアップロードまたは郵送にてご提出ください。

法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※ 賃上げ加算を申請する事業者のみ

※ 6ヶ月以内に発行のものをご提出ください。

損益計算書（営業利益率で申請する方のみ）

【個人事業主の方】

選択月（または決算期）における下記すべての書類をご提出ください。

① 白色申告の方

「確定申告書第一表」の控え

e-taxの受信通知

※令和7年1月以降の書類を窓口で提出した場合、上記書類の税務署收受印並びにe-tax受信通知の提出は不要ですが、窓口で申請した旨の書面(形式は問いません)をアップロードまたは郵送にてご提出ください。

対象月を含む**12か月分**の売上を確認できる「売上台帳」、「帳面」、収支内訳書等の「確定申告の基礎となる書類」等

※ 確定申告が済んでいる場合

対象月の売上を確認できる「売上台帳」、「帳面」、「確定申告の基礎となる書類」等

※ 確定申告が済んでいない月を選択の場合

「確定申告書第二表」の控え

※ 専従者がいる場合

② 青色申告の方

「確定申告書第一表」の控え

月別売上の記入のある「所得税青色申告 決算書」の控え（両面）

※ 確定申告が済んでいる場合

対象月の売上を確認できる「売上台帳」、「帳面」、「確定申告の基礎となる書類」等

※ 確定申告が済んでいない月を選択の場合

e-taxの受信通知

※令和7年1月以降の書類を窓口で提出した場合、上記書類の税務署收受印並びにe-tax受信通知の提出は不要ですが、窓口で申請した旨の書面(形式は問いません)をアップロードまたは郵送にてご提出ください。

「青色事業専従者給与に関する届出書」の控え

※ 専従者がいる場合

暴力団排除に関する誓約書

令和8年 6 月 30 日

宮城県知事 殿

(申請者)	〒 9801234
住所	宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 あおばビル2F
事業者名	株式会社みやぎ
フリガナ	ミヤギ タロウ
代表者名	宮城 太郎
生年月日	西暦 1950年1月2日

生年月日は
西暦でご記載ください

✓が無い場合申請できません

当社（私）は、補助金の交付の申請をするに当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人又は法人をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

賃上げに関する誓約書

令和8年6月30日

宮城県知事 殿

(申請者) 〒 9801234

住所 宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 あおばビル2F

事業者名 株式会社みやぎ

代表者名 宮城 太郎

当社(私)は、補助金の交付の申請をするに当たって、申請日から補助事業完了日までの間に、従業員の平均賃金を2025年9月時点と比較して3.5%以上引き上げる要件を満たすことについて誓約します。

一次募集にて、賃上げ加算の交付決定を受けておりません。

(留意事項)

賃上げ加算の補助額・補助率で申請する方で
賃上げ予定の方はご提出ください。

申請日から補助事業完了日までに従業員の平均賃金を3.5%以上引き上げる
必要があります。

詳しくは手引きのP3~4をご確認ください。

第20条の「解雇の予告を必
の者、試用期間の者等は含

条の様式第20号に規定され
余く)の合計額とし、所定時

該従業員数で除して算出

- ① 賃金が月給により算定される従業員については、2025年9月及び賃金引上げ月(申請日から補助事業完了日までの期間中に限る)の賃金支払日に支払われた賃金を160時間/月で除して時給換算した金額
ただし、160時間/月に満たない従業員については、除数を調整することができる
- ② 賃金が日給により算定される従業員については、2025年9月及び賃金引上げ月(申請日から補助事業完了日までの期間中に限る)の賃金支払日における日給の額を8時間/日で除して時給換算した金額
ただし、8時間/日に満たない従業員については、除数を調整することができる
- ③ 賃金が時給により算定される従業員については、2025年9月及び賃金引上げ月(申請日から補助事業完了日までの期間中に限る)の賃金支払日における時給の額

4 月給の賃金計算期間中に、次に掲げる期間がある場合は、その日数及びその期間中の賃金は、当該期間及び賃金から控除します(1ヵ月の労働日数を20日、1日の労働時間を8時間とする)。

- ① 負傷・疾病の療養のための休業期間
- ② 産前産後の女性の休業期間(労働基準法外第65条)
- ③ 使用者の責めに帰すべき事由による休業期間
- ④ 育児休業、介護休業(育児・介護休業法)
- ⑤ 試用期間

5 次のいずれかに該当する場合は、賃上げ加算の要件を満たさないものとなります。

- ① 2025年9月の平均賃金の算定対象となる従業員がいない場合
- ② 事業実施期間中に従業員の平均賃金を2025年9月の平均賃金と比較して3.5%以上引上げていない場合
- ③ 賃金台帳の提出がない等(当該従業員の離職を含む)、賃上げの状況を確認できない場合

6 賃上げの要件を満たさない場合、補助事業者は計画変更承認申請書(様式第3号)により、通常の補助金の上限及び補助率によって算出した補助金額への変更を事務局に申請し承認を受けなければなりません。承認のないものについては、交付決定が取り消されることがあります。

(添付書類)

- 1 2025年9月の賃金台帳の写し

2025年9月の賃金台帳をご提出ください。

賃上げに関する実績報告書

令和8年 6 月 30 日

賃上げ加算の補助額・補助率で申請する方で賃上げ実施済みの方はご提出ください。詳しくは手引きのP3~4をご確認ください。

申請者) 〒 9801234
宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 あおばビル2F
事業者名 株式会社みやぎ
代表者名 宮城 太郎

当社(私)は、従業員の平均賃金を2025年9月時点と比較して3.5%以上引き上げましたので報告します。

[X] 一次募集にて、賃上げ加算の交付決定を受けておりません。

賃上げ実施月をご入力ください。

Table with columns for employee details (No., Name, Salary, Deductions, etc.) and rows for employees 1-10, plus summary rows for total count and average salary, and an overall raise rate of 10.976%.

留意事項の内容に沿って、2025年9月および賃上げ実施月の賃金台帳内容をご入力ください。

引き上げ率が3.5%以上になっているかご確認ください。

- (留意事項) (A)氏名 賃上げ前(2025年9月)から賃上げ後までの期間を通して在籍する従業員全員について記入すること... (B)賃金支給月 「賃上げ後」は賃上げ実施後の賃金支給月... (C)賃金等 月給の場合 基本賃金及び手当(通勤手当、所定外賃金を除く)の合計金額... (D)控除額 月給の場合のみ、次の休業期間に支給された賃金... (E)差引賃金等 (E)=(C)-(D)... (F)除数 月給の場合 160(1ヶ月の勤務日を20日、1日の労働時間を8時間とみなします)... (G)除数から引く期間 次の要件に該当する場合は記入すること... (H)差引除数 (H)=(F)-(G)... (I)時給換算額 (I)=(E)÷(H)... (J)平均賃金 (J)=(I)の合計÷人数(計)... (K)引上げ率 (賃上げ後の(J)-賃上げ前の(J))÷賃上げ前の(J)×100(%)...

(添付書類) 1 2025年9月及び賃上げ実施後の賃金台帳の写し

宮城県知事 殿

(申請者)	〒 9801234
住所	宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 あおばビル2F
事業者名	株式会社みやぎ
代表者名	宮城 太郎

当社(私)は、中東情勢の影響に起因して、下記のとおり原材料等の仕入が困難な状況又は仕入価格が上昇していることを報告します。

1 仕入が困難な状況又は仕入価格が上昇している主要な原材料等の概要

(1) 対象となる原材料等の名称

食材(ノルウェー産アトランティック生サーモン)

(2) 当該原材料等の重要性及び中東情勢による影響度

事業における当該原材料等の重要性(代替の可否等)や、中東情勢に伴う調達環境の変化が事業運営に与える影響について具体的に記載してください。

当社は大衆海鮮居酒屋を営んでおり、冷凍せず生で提供する「サーモンの刺身」や「カルパッチョ」は、客席からの注文数が非常に多い看板メニューである。特有の脂の乗りと鮮度が強みであり、顧客満足度を維持する上で、他産地や冷凍品への代替がきかない主要な仕入食材である。
しかし、中東情勢の緊迫化に伴う空域制限により、ノルウェーからの航空便が大幅な迂回ルート(北極ルート等)を余儀なくされ、航空サーチャージが急騰した。これにより、令和8年4月以降の生サーモン仕入価格(1kg単価)が前年同期比で24.2%上昇している。看板メニューゆえに急激な値上げは客数減少に直結するため、価格への転嫁が十分にできず、仕入原価の高騰により店舗利益が著しく圧迫される深刻な経営影響を受けている。

2 加算適用理由 ※どちらかに☑

(ア) 仕入困難
(供給制限・出荷停止・納期遅延等に関する通知書の写し等がある場合)

(イ) 仕入価格の上昇
(仕入価格が20%以上上昇している場合)

税抜きの「単価」をご入力ください。

令和8年4月以降の仕入価格(単価)

令和 8 年 4 月分 (A) 3,105 円

令和7年4月から令和8年3月までの間のいずれかの月の仕入価格(単価)

令和 7 年 7 月分 (B) 2,500 円

該当の添付書類をご提出ください。(B) / (A)

24.2 %

(小数点第三位以下切り捨て)

(添付書類)

(ア) の場合 … 主要な原材料等の仕入先(商社やメーカー)から発行された「中東情勢に伴う供給制限・出荷停止・納期遅延に関する通知(案内文)」や仕入先からの「受注拒否のメールや書面」の写し など

(イ) の場合 … 金額の内訳、単価及び数量が明記されている、令和8年4月以降に購入した主要な原材料等の「請求書又は領収書」の写し及び令和7年4月から令和8年3月までの間のいずれかの月に購入した全く同じ品目の「請求書又は領収書」の写し など

令和8年度宮城県中小企業等再起支援事業補助金
補助金交付決定前着手届

令和8年6月30日

宮城県知事 殿

(申請者) 〒 9801234

住所 宮城県仙台市青葉区1丁目2-3 あおばビル2F

事業者名 株式会社みやぎ

代表者名 宮城 太郎

法人番号 1234567890123

※着手予定年月日に応じて、以下の区分に従い着手届申請日をご入力ください。

【着手予定年月日 区分】

着手予定年月日	①2026年4月1日～6月25日	②2026年6月26日～7月27日	③2026年7月28日以降
着手届申請日	交付申請日をご入力ください	交付申請日～着手日前日の間の日付で ご入力ください	7月28日～着手日前日の間の日付で ご入力ください

1 補助事業の目的

物価高騰等による業績悪化から再起を図る為、新たにテイクアウト事業を展開し告知することによる新規顧客の開拓。

2 補助事業に要する経費

金 421,000 円

3 着手予定年月日

令和8年 6 月 15 日

4 交付決定前に着手を必要とする理由

在庫が残り少ないため、早急に発注する必要があるため。

5 関係書類

- 事業計画書（様式第1号の2）
- 収支予算書（様式第1号の3）※別紙明細書を添付のこと

6 連絡先

担当者	青葉 次郎	担当者カナ	アオバ ジロウ
電話番号	0221231234	FAX番号	0220001111
電子メールアドレス	miyagi @ abcd.co.jp		

口座振込依頼書

下記の指定口座への振込を依頼します。

申請者本人名義の振込口座 ※記入は「ゆうちょ銀行」またはそれ以外の「金融機関」のどちらかのみ		
ゆうちょ銀行 ↑ どちらか一方に 記入してください ↓	記号	番号 (右詰めで記入してください)
	123456	12345678
口座名義人 (カナ表記)		
ミヤギタウ		
金融機関コード (数字4桁)	金融機関名	
1234	仙台銀行	
支店コード (数字3桁)	支店名	
123	仙台支店	
口座種別	口座番号	
普通	1111111	
口座名義人 (カナ表記)		
カ. ニツセンライフサービス		

「口座名義人欄」の記入方法について

- カタカナで記入してください。
- 濁点・半濁点は1文字として扱います。
- 口座名義が枠内 (30文字) を超える場合は、名義名称の冒頭から30文字までを記入してください。

「口座名義人 (カナ表記)」の記入上の注意 (通帳表紙の裏に記載されているカタカナを記入してください。)

- 小文字は大文字に直して記入してください。
- スペース (空白) ・音引を正しく記入してください。
- 濁点・半濁点は1文字として記入してください。

通帳コピーを貼り付けてください。

銀行コード、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義が記載されているか、
必ずご確認ください。

※インターネット口座等で通帳がない場合も、WEB画面のプリントアウト等、
必ず貼付してください。

※必要情報がはっきりと確認できない場合は、お振り込みができない場合があります。

宮城県中小企業等再起支援事業申請書類チェック表

（各項目のチェックを行い、申請書類と一緒にご提出ください。）

←申請者は以下について確認し、了承の上、本補助金に申請します。（※チェックが無い場合、補助金を受給できません。）

- 本補助金はこの「実施の手引き」等に基づき、「予算の範囲内」で募集するため、結果的に申請された事業計画とおり採択することができない場合があります。その結果、万が一、申請者等に損失や不利益等が発生した場合でも、補助金事務局で補償等を行うことはできませんので、その旨ご理解・ご了承の上、事業の実施や申請等についてご判断していただきますようお願いいたします。

←申請者は以下のいずれかに該当します。（※チェックが無い場合、補助金を受給できません。）

(1) 県内に本店、または、住所を有する中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）
(2) 県内に主たる事務所を有し、一定の要件（※）を満たす特定非営利活動法人（NPO法人）
※特定非営利活動法人が対象となる場合の要件
① 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）に係る取組を行っていること。
② 中小企業支援法第2条第1項で規定される中小企業者のうち、第2号の2「サービス業」の常時使用する従業員の基準以下（100人以下）の法人であること。
③ 認定特定非営利活動法人でないこと

←申請者は以下のいずれにも該当しません。（※チェックが無い場合、補助金を受給できません。）

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
(2) 社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）、農業組合法人、任意団体、創業予定者
(3) みなし大企業（大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社）と認められる者
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者
(5) 県税に未納がある者

←申請する事業は、国、県、市町村その他団体の他の補助金（例：持続化補助金、ものづくり補助金）を受けて実施する事業ではない。（※チェックが無い場合、補助金を受給できません。）

申請書類送付前に、書類の有無を以下のチェックリストでご確認の上、必ずを入れてください。

No.	申請書類の区分	提出書類
1	補助金交付申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
2	事業計画書（様式第1号の2）	<input type="checkbox"/>
3	収支予算書（様式第1号の3）	<input type="checkbox"/>
4	明細書（別紙）	<input type="checkbox"/>
5(※)	① 売上高等が30パーセント以上減少していることの報告書（様式第1号の4の1）	<input type="checkbox"/>
	② 売上営業利益率が減少していることの報告書（様式第1号の4の2【法人の場合】）	
	③ 売上営業利益率が減少していることの報告書（様式第1号の4の3【個人事業主の場合】）	
6	売上高、営業利益率の根拠となる資料 （確定申告書控えなどが必要となります。詳しくは手引きの12ページをご参照ください。）	<input type="checkbox"/>
7	暴力団排除に関する誓約書（様式第1号の5）	<input type="checkbox"/>
8	賃上げに関する誓約書（様式第1号の6【賃上げ加算の申請を行う事業者のうち、申請時点で賃上げを実施していない者に限る】）	<input type="checkbox"/>
9	賃上げに関する実績報告書（様式第1号の7【賃上げ加算の申請を行う事業者のうち、申請時点で賃上げを実施している者に限る】）	<input type="checkbox"/>
10	原材料等の仕入が困難な状況又は仕入価格が20パーセント以上上昇していることの報告書（様式第1号の8）	<input type="checkbox"/>
11	補助金の対象経費として取得する物品等の金額がわかる見積書等の写し	<input type="checkbox"/>
12(※)	「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表している場合は、宣言の写し（対象者のみ。詳しくは手引きの2ページをご参照ください。）	<input type="checkbox"/>
13	賃上げ環境の整備に向けた取り組みに係る調査表（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
14	県税に未納がないことを証する書類（納税証明書（税目：全ての県税））	<input type="checkbox"/>
15	法人登記簿謄本（法人の場合（賃上げ加算の申請を行う場合のみ））	<input type="checkbox"/>
16	口座振込依頼書	<input type="checkbox"/>
17	申請書類チェック表（本紙）	<input type="checkbox"/>

※No. 5：①～③のいずれかを提出ください。

※No. 12：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトURL：<https://www.biz-partnership.jp/>

令和8年度宮城県中小企業等再起支援事業
一者見積理由書

令和8年6月30日

事業者名 株式会社みやぎ

代表者名 宮城 太郎

本事業の書類提出にあたっては、1件あたり100万円（税込）を超える発注、50万円（税抜）未満の中古品の購入がある場合には、二者以上から見積書を徴することとされていますが、下記の理由により一者のみから見積書を徴しました。

記

1 発注した業務（例）〇〇工事

〇〇工事一式

2 一者見積とした理由（当てはまるものに☑）

- 過去の施工等（システム開発等を含む。）で用いたノウハウや図面等が必須であり、業者を変更することが困難である。
- 特殊な技術、技能、機器、知的財産権等を必要とする業務のため、対応できる業者が一者に限られる。
- 法令等により契約の相手方が特定されている。
- 複数の業者に見積を依頼したが、物価高騰の影響等により辞退され、応じたのが一者のみであった。
- その他

3 具体的な理由

3年前に店舗改装を行っており、その際に共有した基礎工事等の情報が必須の工事となる。

※単に「相見積りをとるのを忘れていた」等の事由では、一者見積とするやむを得ない事由には該当せず、補助対象にできませんのでご留意願います